

指定訪問看護(医療保険) 重要事項説明書

フルートフルライフ株式会社 ふるら訪問看護ステーション

〒578-0921 大阪府東大阪市水走3丁目6番1号 1階B号室

電話 072-960-3567 FAX 072-960-3568

重要事項説明書（医療訪問看護サービス） 令和6年6月1日現在

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている医療訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからぬこと、わからぬことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 医療訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	フルートフルライフ株式会社
代表者氏名	代表取締役 岡嶋 晃周
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府東大阪市水走3丁目6番1号1階B号室 電話：072-960-3567 FAX：072-960-3568
法人設立年月日	平成31年1月17日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ふるら訪問看護ステーション
大阪府指定訪問看護 ステーションコード	50-91182
事業所所在地	大阪府東大阪市水走3丁目6番1号1階B号室
連絡先	電話：072-960-3567
管理者	井上 麻希
連絡先 相談担当者	電話：072-960-3567 (午前9時～午後5時30分) FAX：072-960-3568 (24時間受付) 担当：井上 麻希

事業所の通常の事業の実施地域	東大阪市
----------------	------

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
休業日	日曜日、12月31日～1月3日
営業時間	午前9時から午後5時30分

(3) 事業所の職員体制

管理者	【看護師】 井上 麻希
看護師	7名(常勤6名、非常勤1名)
理学療法士	6名(常勤6名、非常勤0名)
作業療法士	3名(常勤3名、非常勤0名)
言語聴覚士	0名(常勤0名、非常勤0名)

(4) 事業の目的及び運営の方針

ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

4 提供するサービスの内容及び費用について

訪問看護サービスは、別途作成する「訪問看護計画」に基づいて提供します。

なお、サービスの提供にあたっては、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るように配慮するとともに、大阪府下の市町村をはじめ関係機関、事業所との連携に努めます。

(1) 提供するサービスの内容について

訪問看護 及び 介護予防訪問看護 サービスの内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. ①健康状態の観察(血圧、体温、呼吸、脈拍) ②清潔についての指導、援助(清拭、洗髪、入浴介助) ③食事についての指導、援助 ④排泄についての指導、援助 ⑤褥瘡の予防 ⑥リハビリテーション ⑦ターミナルケア ⑧認知症 患者の看護 ⑨本人や家族への療養相談、介護指導 ⑩服薬指導 ⑪医療器具等の管理 ⑫住環境の整備 ⑬その他必要な療養上の世話 2. ①訪問看護計画書の作成及び交付、利用者又はその家族への説明。利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載 ②訪問看護計画書に基づく指定訪問看護 ③訪問看護報告書の作成 ④情報提供書の作成
---	---

訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問について

下記の条件を満たす場合に理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に看護職員の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを提供させて頂きます。

- i) 定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護が看護業務の一環としてのリハビリテーションが中心となること
- ii) 訪問看護サービスの利用開始時や状態の変化等に合わせ、定期的に看護職員が訪問し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携して作成すること

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

訪問看護料金【健康保険法】

基本利用料金		基本療養費 I	管理療養費	利用料金 (円/回)	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)
訪問料金	初日(月の初日)	5550 円	7670 円	13220 円	1322 円	2644 円	3966 円
	3日目まで(週)	5550 円	3000 円	8550 円	855 円	1710 円	2565 円
	4日目から(週)	6550 円	3000 円	9550 円	955 円	1910 円	2865 円

※理学療法士等の訪問の場合は週の4日目以降もご利用料金は「3日目まで(週)」と同料金

※同一建物に居住する3人以上の利用者へ同一日にサービスを提供した場合の料金

【訪問看護基本療養費Ⅱ】 週3日目まで 2780 円

週4日目以降 3280 円

※在宅療養に備えて一時的に外泊をしている利用者で、訪問看護が必要と認められた場合

【訪問看護基本療養費Ⅲ】 8500 円

精神科訪問看護料金【健康保険法】

基本利用料金		基本療養費 I	管理療養費	利用料金 (円/回)	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)
訪問料金	月の初日	30分以上	5550 円	7670 円	13220 円	1322 円	2644 円
		30分未満	4250 円	7670 円	11920 円	1192 円	2384 円
	3日目 まで(週)	30分以上	5550 円	3000 円	8550 円	855 円	1710 円
		30分未満	4250 円	3000 円	7250 円	725 円	1450 円
	4日目 から(週)	30分以上	6550 円	3000 円	9550 円	955 円	1910 円
		30分未満	5100 円	3000 円	8100 円	810 円	1620 円

※作業療法士の訪問の場合は週の4日目以降もご利用料金は「3日目まで(週)」と同料金

※同一建物に居住する3名以上の利用者へ同日にサービスを提供した場合の料金

【精神科訪問看護基本療養費Ⅲ】 週3日目まで (30分以上) 2780円 (30分未満) 2130円
週4日目以降 (30分以上) 3280円 (30分未満) 2550円

※在宅療養に備えて一時的に外泊をしている利用者で、訪問看護が必要と認められた場合

【精神科訪問看護基本療養費Ⅳ】 8500円

		利用料金	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1月につき1回	780円	78円	156円	234円

※1か月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請致しますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。

※いずれも医療費控除の対象となります。

利用者負担金は、1か月の料金を合計し、1の位を四捨五入した額となります。

加算	利用料金	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)	
24時間対応体制加算	1月につき1回	6800円	680円	1360円	2040円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき1回	5000円	500円	1000円	1500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき1回	2500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	入院中に1回	8000円	800円	1600円	2400円
特別管理指導加算	特別管理加算対象者の初日	2000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	退院時の翌日以降の初日	6000円	600円	1200円	1800円
長時間の退院支援指導加算	退院時の翌日以降の初日	8400円	840円	1680円	2520円
在宅患者連携指導加算	1月につき1回	3000円	300円	600円	900円
看護・介護職員連携強化加算	1月につき1階	2500円	250円	500円	750円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1月につき1回	2000円	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費	1月につき1回	1500円	150円	300円	450円
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問	4500円	450円	900円	1350円
	(同一建物内2人)	4500円	450円	900円	1350円
	(同一建物内3人)	4000円	400円	800円	1200円
	1日に3回以上訪問	8000円	800円	1600円	2400円
	(同一建物内2人)	8000円	800円	1600円	2400円
	(同一建物内3人)	7200円	720円	1440円	2160円
緊急訪問看護加算(14日目まで)	1日につき1回	2650円	265円	530円	795円

緊急訪問看護加算(15日目以降)	1日につき1回	2000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	週に1回	5200円	520円	1040円	1560円
複数名訪問看護加算	看護師等が同時に訪問を行う場合(週に1回)	4500円	450円	900円	1350円
	(同一建物内3人以上)	4000円	400円	800円	1200円
夜間早朝訪問看護加算	早朝(午前6時~午前8時)	2100円	210円	420円	630円
	夜間(午後6時~午後10時)				
深夜訪問看護加算	深夜(午後10時~午前6時)	4200円	420円	840円	1260円
ターミナルケア療養費1		25000円	2500円	5000円	7500円
ターミナルケア療養費2		10000円	1000円	2000円	3000円
遠隔死亡診断補助加算		1500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX情報活用加算	1月につき1回	50円	5円	10円	15円
看取りの看護 (死後の処置)	自費サービス	20000円	20000円	20000円	20000円

加算		利用料金	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)
長時間精神科訪問看護加算	週につき1回	5200円	520円	1040円	1560円
複数名精神科訪問看護加算	看護師等が同時に訪問を行う場合(週に1回)	4500円	450円	900円	1350円
	同一建物内3人以上	4000円	400円	800円	1200円

5 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。 (1) 事業所から片道10キロメートル未満 500円 (2) 事業所から片道10キロメートル以上 1,000円
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。
	サービス利用日の前日まで キャンセル料は不要です
	サービス利用日当日 1提供当たりの料金の100%を請求いたします。

※但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です

キャンセルの連絡先 電話：072-960-3567

6 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃に請求書をお渡しします。
------------------------------	---

<p>② 利用料、利用者負担額 その他の費用の支払い方法等</p>	<p>自己負担金は次のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 利用者指定口座からの自動振替 ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。</p> <p>(イ) 現金支払い サービス提供時に月1回定められた日にお支払い願います。</p> <p>お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。) 再発行は出来ませんので、必ず保管をお願いします。</p>
---------------------------------------	---

※口座振替の場合、利用月翌月の26日前後に引き落としさせて頂きます。

現金によるお支払いの場合は、請求日から20日以内にお支払い下さい。

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促日から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 事故発生時の対応方法について

当事業所が利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社 保険名：訪問看護事業者賠償責任保険

8 主治医による訪問看護指示書について

医療訪問看護サービスを受けるにあたっては、主治医による訪問看護指示書が必要となります。

訪問看護指示書については、以下の点についてご了承願います。

- i) 主治医による訪問看護指示書の発行に際しては指示書(手数)料が発生し、利用者にご負担して頂く必要があります。
- ii) 主治医による訪問看護指示書には指示期間(1ヶ月～6ヶ月)があり、その期間は主治医により決められます。
- iii) 主治医による訪問看護指示書の更新手続きは、基本的には当事業所で行います。(ただし、更新の意思がなければその旨を申し出て頂ければいつでも中止することは可能です。)
- iv) 主治医による訪問看護指示書は更新の都度、指示書(手数)料が発生し、利用者にご負担して頂く必要があります。

※以上の内容に関しましては、医療機関により違いのある場合がありますので、ご不明なところ等がございましたら各医療機関又は当事業所へお問い合わせ下さい。

9 緊急時の対応方法について

訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必

要な措置を講じます。また、家族、その他緊急連絡先及び居宅介護支援事業者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

緊急連絡先	住所	
	氏名	続柄（ ）
	電話番号	

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- i 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ii 管理者は、看護職員等に事実関係の確認を行う。
- iii 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- iv 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2) サービス提供に係わる苦情・要望・相談の窓口

【事業者の窓口】 ふるら訪問看護ステーション 苦情窓口相談者：井上 麻希	所在地 東大阪市水走3-6-1-1階B号室 電話番号 072-960-3567 FAX番号 072-960-3568 受付時間 9:00～17:30 (日休み)
--	--

11 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。但し、下記の目的で個人情報を提供する場合があります。

利用する者の利用目的

訪問看護サービス計画作成、サービス担当者会議、介護支援専門員・保健師等や事業所間での連絡調整、医師等の意見・助言及び訪問看護指示書の交付を求めるため、その他本人の状況に応じた適切なサービス提供のため

提供する個人情報

- i) 氏名・住所・生年月日・電話番号・家族構成・居住状況
- ii) 国民健康保険・介護保険被保険者証等に記載されている情報、その他身体に関する情報
- iii) 本人の身体状況及びサービス内容等に関する情報

提供する第三者

サービスを受けている又、受けようとする介護保険事業所、管轄の行政機関、主治医及び医療機関、サービス担当者会議出席者等

使用期間

契約締結日から契約終了日まで

12 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：管理者 井上 麻希
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

【緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き】

事業所職員は、訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者本人又は他者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を行いません。事務所職員は、前述の身体拘束を行う場合は、次の手続きにより行います。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策検討委員会の設置及び従業者への周知徹底
- (3) 従業員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施
- (4) 身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録

13 休止・中止

休止とは、定期訪問を一時的に中断し、サービス再開の予定がある場合を指します。

※休止をされてから1ヶ月以上経過する場合は、サービス再開時に担当者が変更となる場合がありますのでご了承下さい。

中止とは定期訪問を中断し、サービス再開の予定がない場合を指します。

※サービス再開をご希望に再度、重要事項説明・契約書の締結が必要となる場合があります。

14 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供

- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
-------	----

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

医療訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	所 在 地	大阪府東大阪市水走3丁目6番1号1階B号室
	法 人 名	フルートフルライフ株式会社
	代 表 者 名	岡嶋 晃周 印
	事 業 所 名	ふるら訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

私は、本書面により、事業者から医療訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	続柄() 印